

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した予防接種法（以下「法」という。）に基づく医療費・医療手当不支給処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和4年12月7日付けで行った、法に基づく医療費・医療手当不支給処分（別紙参照。以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不當であると主張している。

今回の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の健康被害救済制度」を手術前に確認し、〇〇区保健所に対して再三（問い合わせ）、自由診療に係るものでも健康被害救済制度で請求を行うことはできる旨の返信を受け手術を行った。のべ3回確認した。それにもかかわらず今回の請求は自由診療に係るものである為不支給決定としたことは違法・不當である。

〇〇区保健所の回答は自由診療でも請求はでき、厚生労働省の審議官が請求内容の正当か不當かを決定することだった。

弁明書には、処分庁から返信を受けた点について真偽不明とあるが、自由診療の手術は高額なため〇〇区に計3回自由診療でも給付請求 자체はできる旨の確認をした上で手術に踏み切った。請求した後に自由診療では申請できない旨の決定には困惑するばかりである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 7月18日	諮問
令和6年10月28日	審議（第93回第1部会）
令和6年11月27日	審議（第94回第1部会）
令和6年12月13日	審議（第95回第1部会）
令和6年12月24日	処分庁へ調査照会
令和7年 1月 9日	審議（第96回第1部会）
令和7年 1月23日	処分庁から回答を收受
令和7年 2月17日	審議（第97回第1部会）
令和7年 3月 4日	処分庁へ調査照会
令和7年 3月21日	審議（第98回第1部会）
令和7年 3月31日	処分庁から回答を收受
令和7年 4月18日	審議（第99回第1部会）
令和7年 5月16日	審議（第100回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済措置

法附則7条2項は、同条1項の規定による予防接種（新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときに、厚生労働大臣が指示する臨時の予防接種）は、法6条1項の規定による予防接種とみなして法の規定を適用する旨を定める。

法15条1項は、市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予

防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、法16条及び17条に定めるところにより、給付を行うとしている。

(2) 給付の範囲

ア 法16条1項は、予防接種等を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う法15条1項の給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行うとしている。

1号 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者

2号以下 略

イ 法16条1項1号の規定による医療費の額について、法17条1項による委任を受けた法施行令10条は、第1項において、同項各号に掲げる医療に要した額を限度とし、ただし、医療を受ける者が健康保険法等の法令の規定により医療に関する給付を受け、又は受けることができたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額を限度とすること等を定めるとともに、第2項において、医療に要した費用の額は、厚生労働大臣の定める算定方法により算定した額とすることを定める。そして、当該算定方法について、「予防接種法施行令第10条第1項の医療に要した費用の額の算定方法」（昭和52年4月28日厚生省告示第103号。）第2章は、前章（第1章）の規定により算定される特殊医療費以外の法施行令10条1項の医療に要した費用の算定方法は、健康保険の医療に要する費用の算定方法の例による、と定める。

また、法16条1項1号の規定による医療手当の額について、法施行令11条1項は、月を単位として支給し、支給額について法施行令10条1項の医療を受けた日数に応じた額と定める。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

請求人は、令和4年3月30日に担当職員から具体的な修正内容を記した添付書類により患者負担額及び医療手当請求額を修正する必要がある旨の連絡を受け、それを承知した上で、同年4月5日に本件請求がなされているほか、同年5月23日には処分庁が本件請求につき都知事に各進達資料の提出を行った事実が認められる。

こうした本件請求に係る手続経過を前提とすると、処分庁は本件請求を適法なものとして申請処理を進めていたことが確認でき、請求が認容されるように上記の具体的な修正の連絡がなされていた事情に鑑みると、これにより当該連絡内容で給付を受けることを期待させる表示が請求人に対してなされたということができる。請求人の保護に値する信頼を肯定する上では、処分庁の主張するような給付決定を確約する旨の発言までは必要ないと解される。

本件において請求人の信頼が覆された理由は、同年7月1日から11月14日に至るまで、都ワクチン担当と担当職員との間で行われた保険適用に係る確認作業の結果、両者における意思伝達（具体的には、同年3月15日に都ワクチン担当から担当職員になされた回答をめぐる理解）に齟齬が明らかとなった点に認めることができる。こうした確認作業は、本来、関係機関相互で事前に正確を期して慎重に行われておくべきものであり、事務手続上の確認の不備に起因する不利益が帰責事由の存在しない請求人に負わされるべきではない。この点において、本件請求について不支給とすることとした本件処分は取消しを免れない。

3 付言

処分庁は、弁明書において、請求人による手術前の確認の有無は、請求人に係る記録が手術後のものしか存在しないため真偽不明である旨を主張するが、住民からの照会がある場合には、職員は必要に応じて対応の記録を作成しておくことが望ましい。

また、審査会の審査に当たり、本件請求が給付の対象外であるとの実質的な理由や根拠等につき、処分庁に対して2回にわたる行政不服審査法81条3項において準用する同法74条の規定に基づく調査を行ったところ、処分庁からの回答は都知事から本件請求が全て自由診療に当たるとして差し戻された経緯などの説明がなされただけであり、調査内容に対する実質的な回答がなされなかつたことは遺憾である。審査会における審査の充実を確保する観点からも、不服審査制度の趣旨を踏まえた対応を要望する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙（略）